

岡山市環境影響評価条例施行に伴う岡山市環境保全条例の一部改正について

岡山市環境保全課

岡山市環境影響評価条例が平成 31 年 4 月 1 日に施行されます。

これに伴い、平成 31 年 4 月 1 日から、岡山市環境影響評価条例の対象事業に該当する行為を実施しようとする場合は、岡山市環境保全条例第 29 条の 11 に規定する「共生地区における環境配慮事項の届出」が不要になります。

(P.3 岡山市環境影響評価条例附則第 6 項及び同施行規則附則第 4 項を参照のこと)

岡山市環境保全条例（平成 12 年 3 月 22 日条例第 46 号）新旧対照表

現 行	改正後
<p>(環境影響評価)</p> <p>第 1 1 条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うことができるように必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 市長は、環境の保全及び創造を図るため、前項の事業者に対して必要な指導又は助言を行うことができる。</p> <p>(共生地区における環境配慮事項の届出)</p> <p>第 2 9 条の 1 1 共生地区内において、別表に掲げる行為のうち、規則で定める要件に該当するものを実施しようとする者は、市長に対し、自然環境配慮ガイドラインに基づいて行おうとする行為に関する環境配慮事項及び場所その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、当該地区が指定され、若しくはその区域が拡張された日の前に着手している行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。</p>	<p>(環境影響評価)</p> <p>第 1 1 条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うことができるように必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(共生地区における環境配慮事項の届出)</p> <p>第 2 9 条の 1 1 共生地区内において、別表に掲げる行為のうち、規則で定める要件に該当するものを実施しようとする者は、市長に対し、自然環境配慮ガイドラインに基づいて、<u>実施しようとする行為</u>に関する環境配慮事項及び場所その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、当該地区が指定され、若しくはその区域が拡張された日の前に着手している行為、<u>非常災害</u>のために必要な応急措置として行う行為又は<u>環境影響評価法（平成 9 年法律第 8 1 号）第 2 条第 4 項の対象事業、岡山県環境影響評価等に関する条例（平成 1 1 年岡山県条例第 7 号）第 2 条第 2 号の対象</u></p>

	事業若しくは岡山市環境影響評価条例（平成30年市条例第40号）第2条第2項の対象事業に該当する行為を実施しようとする場合は、この限りでない。
--	--

岡山市環境保全条例施行規則（平成12年7月31日規則第164号）新旧対照表

現 行	改正後
<p>別表第3（第3条の2の8関係）</p> <p>備考</p> <p>1 岡山県環境影響評価等に関する条例（平成11年岡山県条例第7号）及び環境影響評価法（平成9年法律第81号）の対象事業を除く。</p> <p>2 条例第29条の10第1項の規定による共生地区が指定され、又は拡張された日の前に、この表の届出時期の欄に掲げる時期を経過している行為に係る届出時期は、環境配慮事項の種類を掲げる行為に着手するまでとする。</p> <p>3 この表において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 建築物 建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。</p> <p>(2) 延べ面積 建築基準法施行令第2条第4号に規定する延べ面積をいう。</p> <p>(3) 建築面積 建築基準法施行令第2条第2号に規定する建築面積をいう。</p> <p>(4) 建築物の高さ 建築基準法施行令第2条第6号に規定する建築物の高さをいう。</p>	<p>別表第3（第3条の2の8関係）</p> <p>備考</p> <p><u>1</u> 条例第29条の10第1項の規定による共生地区が指定され、又は拡張された日の前に、この表の届出時期の欄に掲げる時期を経過している行為に係る届出時期は、環境配慮事項の種類を掲げる行為に着手するまでとする。</p> <p><u>2</u> この表において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 建築物 建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。</p> <p>(2) 延べ面積 建築基準法施行令第2条第4号に規定する延べ面積をいう。</p> <p>(3) 建築面積 建築基準法施行令第2条第2号に規定する建築面積をいう。</p> <p>(4) 建築物の高さ 建築基準法施行令第2条第6号に規定する建築物の高さをいう。</p>

(参考)

岡山市環境影響評価条例（平成 30 年 3 月 20 日条例第 40 号）

附 則

（岡山市環境保全条例の一部改正）

6 岡山市環境保全条例（平成 1 2 年市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 2 項を削る。

第 2 9 条の 1 1 第 1 項中「行おうとする行為」を「，実施しようとする行為」に，「又は非常災害」を「，非常災害」に，「行為は」を「行為又は環境影響評価法（平成 9 年法律第 8 1 号）第 2 条第 4 項の対象事業，岡山県環境影響評価等に関する条例（平成 1 1 年岡山県条例第 7 号）第 2 条第 2 号の対象事業若しくは岡山市環境影響評価条例（平成 3 0 年市条例第 4 0 号）第 2 条第 2 項の対象事業に該当する行為を実施しようとする場合は」に改める。

岡山市環境影響評価条例施行規則（平成 30 年 11 月 27 日規則第 215 号）

附 則

（岡山市環境保全条例施行規則の一部改正）

4 岡山市環境保全条例施行規則（平成 1 2 年市規則第 1 6 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中備考 1 を削り，備考 2 を備考 1 とし，備考 3 を備考 2 とする。